

令和4年度 第2回 岡山県総合教育会議

日 時：令和5(2023)年1月20日(金)13:10～13:50

場 所：県庁3階 第1会議室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

「部活動の地域移行」

3 閉 会

令和4年度 第2回 岡山県総合教育会議 出席者名簿

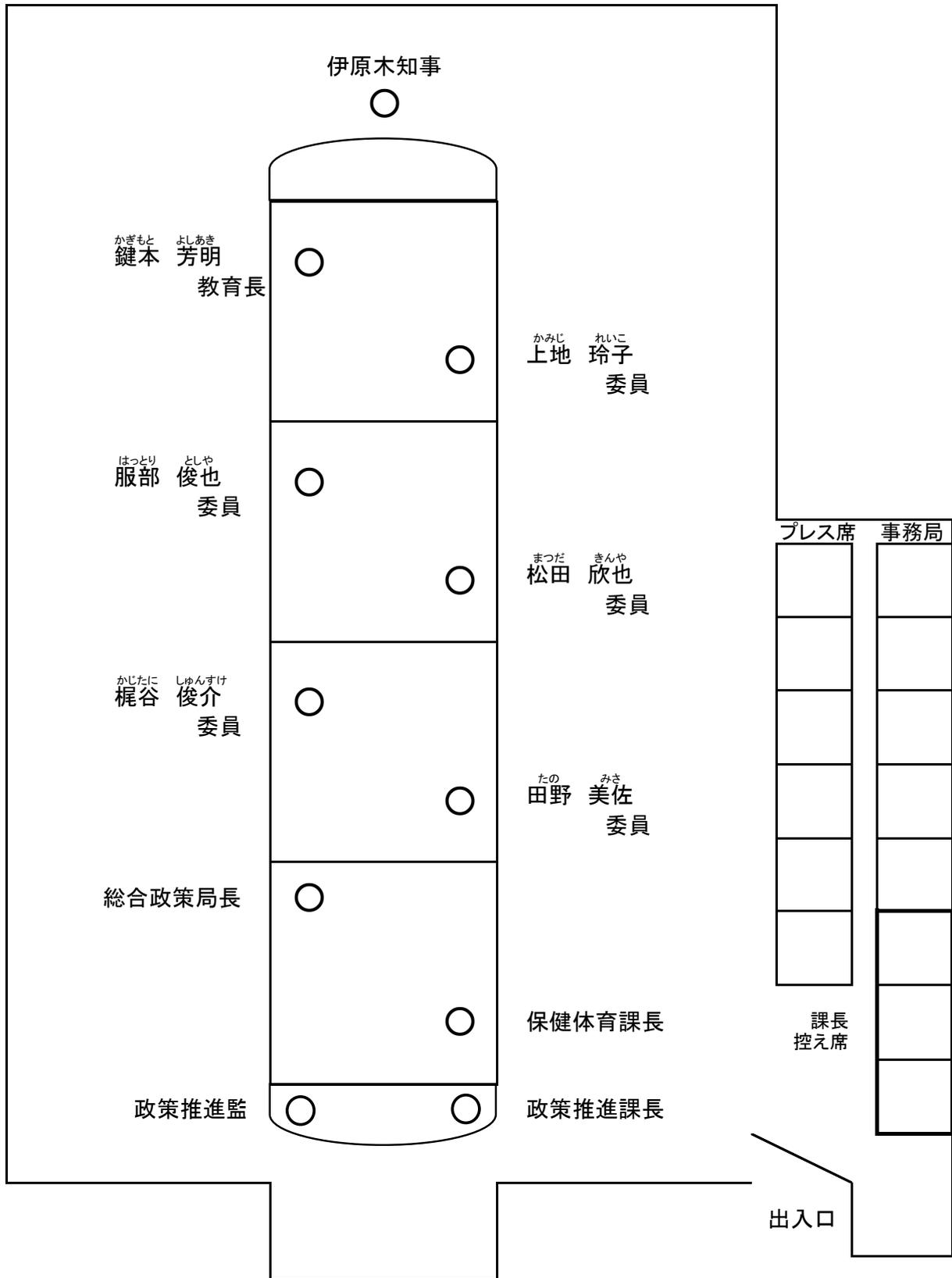
(敬称略)

役 職	氏 名
知 事	伊原木 隆 太
教 育 長	かぎ もと よし あき 鍵 本 芳 明
教 育 委 員	かみ じ れい こ 上 地 玲 子
教 育 委 員	はっ とり とし や 服 部 俊 也
教 育 委 員	まつ だ きん や 松 田 欣 也
教 育 委 員	かじ たに しゅん すけ 梶 谷 俊 介
教 育 委 員	た の み さ 田 野 美 佐

令和4年度 岡山県総合教育会議 配席図

日時: 令和5(2023)年1月20日(金)13:10~13:50

場所: 県庁3階第1会議室

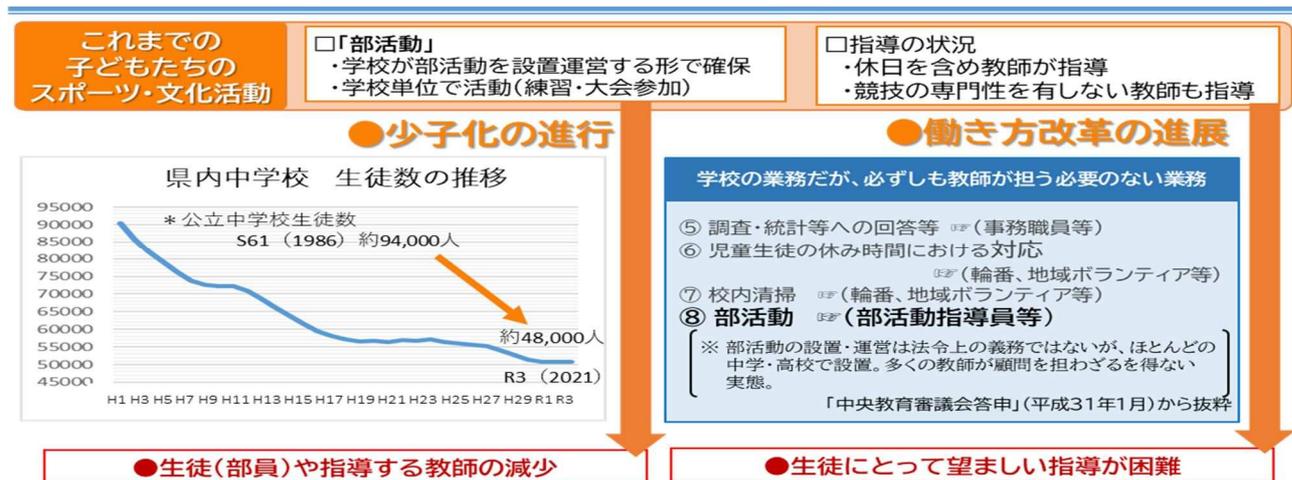


部活動の地域連携・地域移行

1 経緯等

令和2年9月 <スポーツ庁、文化庁>

○令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動に従事しないこととする。



■これまでと同様の部活動(学校単位、教師が指導を担う等)の維持・継続が困難

→子どもたちがスポーツ・文化活動に親しむ機会が大きく減少

■スポーツ・文化活動の機会(確保・提供)を学校主体の取組から地域主体の取組へ移行

- ・地域でスポーツ・文化活動を実施できる環境の整備
- ・休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の整備

■「令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行」に向けて

各市町村において、スポーツ・文化担当部署、教育委員会、地域、学校の関係者等が検討・協議
→子どもたちにとってふさわしいスポーツ・文化環境の確保(国の検討会議による提言)

令和4年6月(運動部)、8月(文化部) <部活動の地域移行に関する検討会議 提言>

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保する。

○目標時期については、(中略)令和7年度末を目途とすることが考えられる。

令和4年12月 <学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン>

国は、部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合した上で、全面的に改定。

これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。

令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として位置付け、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

<スポーツ庁、文化庁からの通知(R4.12.27)等>

- ・休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、地域の実情等に依りて可能な限り早期の実現を目指す。
- ・令和5年度においては、従来の実践研究事業を大幅に拡充し、部活動の地域移行等に向けた関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を行う。

2 本県でのこれまでの取り組み

(1) 部活動指導員の配置人数(延べ人数)

※()うち文化部

	H30	R1	R2	R3	R4
市町村立中学校	113(18)	121(25)	122(23)	135(24)	142(24) 予定
県立学校		10(0)	12(1)	18(2)	25(2) 予定

(2) 令和3年度～令和4年度(国のモデル事業)

地域部活動推進委員会	概要: 岡山県のこれからの部活動の在り方に関する検討、実践研究(国委託事業)に係る協議・指導助言等 ※計5回程度開催(2カ年:令和3年度～令和4年度) 委員(22名): 学識経験者、学校関係者、運動部関係、文化部関係、市町村教委、県行政、県教育庁	
運動部会	概要: 運動部における取組の検討 ※年3回程度 委員: 県中体連、県高体連(代表各2名) 事業委託市教委、拠点中学校、県教育庁保健体育課	中学校検討会 高等学校検討会
文化部会	概要: 文化部における取組の検討 ※年3回程度 委員: 県中文連、県中吹連、県高文連 事業委託市教委、拠点中学校、県教育庁生涯学習課	



(3) 令和4年度～

ア 地域移行支援コーディネーターの派遣

※地域移行支援コーディネーター: 学識経験者、総合型地域SCマネージャー、スポーツ推進委員

- 市町村教委から依頼を受け、地域の実情に応じた地域移行の進め方等の支援

イ 地域移行説明会等の開催(3回)

- 国や県の動向等を情報提供し、地域移行を促進
- 市町村教委、市町村スポーツ・文化振興主管課担当者、中・高の教員等、延べ約215人が参加

ウ 全市町村及び県立中・中等教育学校での検討

- 各市町村で、スポーツ・文化担当部署、教育委員会、地域、学校の関係者等が協議する場の設置
- 県立中学校・中等教育学校(前期課程)での現状把握と検討開始

3 課題

モデル校の実践研究や、市町村教育長会、校長会等との情報交換会で明らかになった主な課題

	主な課題	内容等
1	関係者の理解	・「学校部活動の地域移行」についての理解 市町村、学校、生徒、保護者、関係団体(スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等)、スポーツ推進委員等の関係者との共通理解 ・各市町村における地域スポーツ・文化担当部署と教育委員会等との連携
2	実施主体の確保	・地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備充実 [実施主体(受け皿)となり得る地域におけるスポーツ団体等] [スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、競技団体に登録しているチーム、文化芸術団体、新たな団体の設立、企業や大学との連携 など]
3	指導者の質の保障、量の確保	・地域におけるスポーツ・文化芸術活動の指導者の確保 ・指導者研修(体罰、ハラスメント等の根絶)の実施 ・指導を希望する教師等の在り方(兼職兼業等)
4	施設の確保	・学校施設の利用・管理(鍵の管理等)
5	大会の在り方	・参加資格の見直し ・大会引率や運営に係る教師の負担の軽減
6	費用負担(指導者の謝金、運営費、保険)	・保護者等の理解 ・経済的に困窮する家庭の生徒への支援
7	危機管理(安全確保等)	・緊急時の連絡体制(個人情報への扱い)

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 ○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 ○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
 ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定(平日1日、週末1日)
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
 ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等にに応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
 ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認。その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像(イメージ)

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環(教育課程外)

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

↓

学校部活動の地域連携

■合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■少子化の中、持続可能な体制にする必要(学校や地域によっては存続が厳しい)

■地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

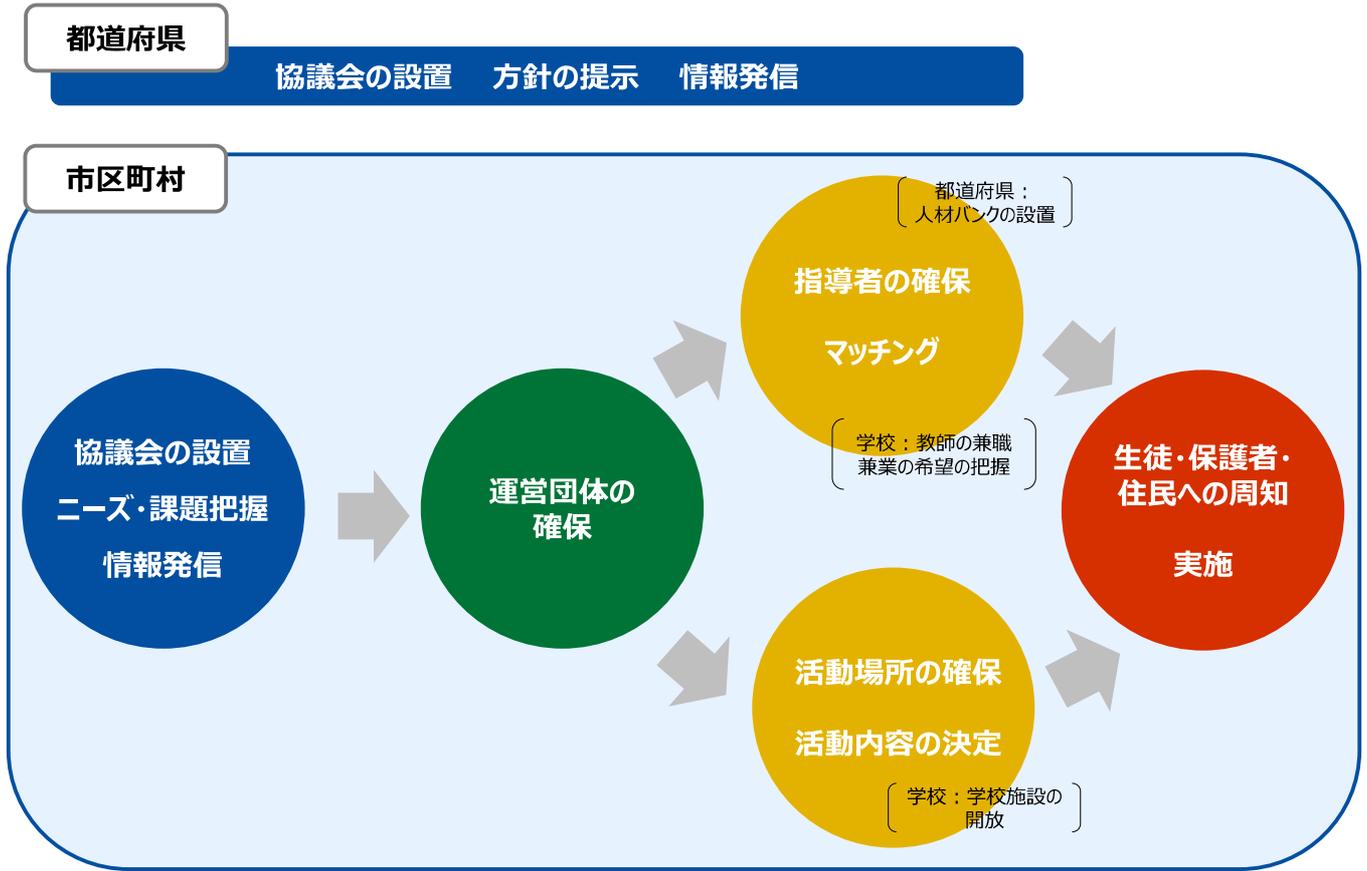
■地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体(※複数地方公共団体の連携を含む) ②多様な組織・団体(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、PFA、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等)
指導者	地域の指導者(一部教師の兼職兼業)
参加者	地域の生徒(※他の世代と一緒に参画する場合を含む)
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

活動体制

※市区町村が自ら運営団体となることもある。

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知